

行為の根拠 特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項及び第 4 項
公表の根拠 特定非営利活動促進法第 10 条第 2 項

特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請を受理した場合には、インターネットの利用による公表を行っています。

なお、特定非営利活動促進法第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項に規定する申請書の添付書類は、受理した日から 2 週間、三条市地域経営課及び新潟県総務部県民生活課で御覧いただけます。

【申請の内容】

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項及び第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので公表する。

- 1 申請年月日
令和 7 年 2 月 27 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 TOSS 北陸中央事務局
- 3 代表者の氏名
大森 雄一
- 4 主たる事務所の所在地
石川県金沢市山科一丁目 14 番 40 号
- 5 特定非営利活動促進法第 10 条第 2 項に定める特定添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿